

排出事業者のための有益情報満載ニュースレター

WASTE TODAY

10月号
2020

2020.10.26

発行者：株式会社リーテム

✓ 今月のテーマ 「2021年バーゼル法改正でプラスチック規制」

バーゼル法（正式名：特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律）の省令改正により、来年1月1日からリサイクルに適さない汚れた廃プラスチックの輸出入が規制対象に追加されることが発表されました。これにより使用済みプラスチックの国内での適正なりサイクルがこれまで以上に求められることとなります。



🗨️ バーゼル法の改正（施行 2021年1月1日）

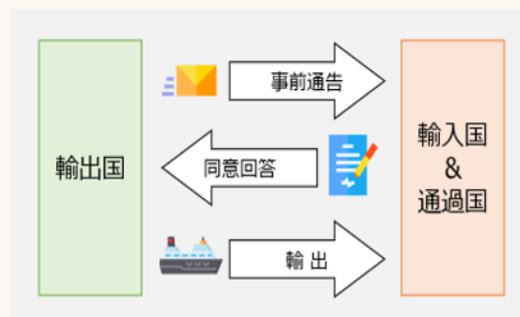
廃プラスチックの輸出入は、環境や人体への悪影響の懸念から、中国が2017年末に輸入制限を行い、2018年以降、東南アジア諸国も相次いで輸入制限をしています。加えて一部の使い捨てプラスチックの生産や販売、利用を規制する動きもあります。

輸入された廃プラスチックによる環境影響の問題を受けて、昨年5月にスイスで開かれたバーゼル条約第14回条約国会議（COP14）で「リサイクルに適さない汚れたプラスチックごみ」を同条約の規制対象に追加する改正案が決議されました。これに合わせて、同条約を担保する国内法である、バーゼル法の改正が発表されました。

法改正以前は、廃プラスチック（PVCを除き）は規制の対象外でしたが、改正後は、基準に合わない廃プラスチックは「規制対象」として、輸出の前に輸入国の同意が必要となります。

バーゼル条約の目的は？

有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動と規制について、国際的な枠組みを定め、これらの廃棄物によってもたらされる危険から人の健康及び環境を保護することが目的です。



🗨️ 規制対象となる廃プラスチックとは？

輸出入しようとする廃プラスチックがバーゼル法の省令改正による規制の対象かどうかを判断する基準や範囲を示す附属書II・VIII・IXが見直され、下表のとおりになりました。経済産業省及び環境省では、輸出入事業者に対して、基準を満たしているかどうかの証明の支援や、該非判断について、事前相談窓口を設けています。

https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/10/annai.html



株式会社リーテム

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-15-2 新神田ビル7 F

TEL. 03-5256-7041 Mail. info@re-tem.com <https://www.re-tem.com/>

プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準

附属書の内容		主な改正内容
附属書Ⅱ (条約対象)	条約の対象となる 「他の廃棄物」のリスト	附属書ⅧとⅨを除くプラスチックごみを追加
附属書Ⅷ (条約対象)	条約の対象となる 「有害な廃棄物」のリスト	廃棄の経路や化学的性質などから有害な特性を示すプラスチックごみを有害廃棄物としてリストに追加
附属書Ⅸ (条約非対象)	条約の対象としない 廃棄物を例示するリスト	リサイクルに適したきれいなプラスチックごみの範囲をより明確化



リサイクルに適したきれいなプラスチックごみとは
 次の条件をすべて満たしていることを外見から確認できるプラスチックを指す

→規制対象外

複数のプラスチック樹脂の混合がない場合

- ・飲食物、泥、油などの汚れが付着していない
- ・プラスチック以外の異物が混入していない
- ・単一のプラスチック樹脂で構成されている
- ・リサイクル材料として加工・調整されている

規制対象外の条件

PP, PE, PET の混合がある場合

- ・分別され、ボトル、キャップ、ラベル以外のプラスチック樹脂や異物を含まない
- ・洗浄され、飲料や泥等の汚れが付着していない
- ・裁断され、フレーク状になっている

※ PP : ポリプロピレン
 PE : ポリエチレン
 PET : ポリエチレンテレフタレート

出典：環境省「プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準」

[該非判断の例]



規制対象外

ペレット状、フレーク状又はフラフ状、目つほとんど無色透明又は単一色のプラスチック



規制対象

◇ コラムの更新をお知らせします！



コラムの更新やサービスに関するお役立ち情報をお知らせする
 メールマガジン（月1回程度）を発信しています。

→購読希望の方はこちらをクリック

<https://www.re-tem.com/contact/>



株式会社リーテム

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-15-2 新神田ビル7 F
 TEL. 03-5256-7041 Mail. info@re-tem.com <https://www.re-tem.com/>